

勝山市福祉バス運行管理業務委託（単価契約）仕様書

1. 総則

- (1) 本仕様書は、勝山市所有の車両(以下「貸与車両」という。)である三菱ローザ（以下「ローザ」という。）による勝山市福祉バス（以下「福祉バス」という。）の運行管理業務（以下「業務」という。）に適用する。
- (2) 「福祉バス」は利用者からの求めに応じて貸切バスとしてのみ使用する。
- (3) 受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (4) 受注者は、業務を実施する上で交通安全と労働安全に十分な配慮を行い、相当な経験を有する運転士を配置し、業務の高い質を確保することに努めること。また、十分な安全確認・安全点検を実施し、交通事故と労働災害に細心の注意を払うこと。
- (5) 受注者は、発注者の求めに応じ、業務に関連する資料・報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2. 運行目的

- (1) 高齢者団体、各種障害者団体等の交通弱者が、公共施設等（史跡等も含む）の見学、研修、交流、社会参加、福祉施設への慰問、社会福祉活動等に利用するため。

3. 利用対象者

- (1) 勝山市
- (2) 高齢者団体
- (3) 各種障害者団体
- (4) 母子父子寡婦の福祉団体
- (5) 社会福祉協議会加入の団体(福祉ボランティア登録団体を含む。)
- (6) 小学校
- (7) 中学校

4. 運行範囲

- (1) 「福祉バス」の運行範囲は嶺北管内までとする。ただし、各種障害者団体の運行範囲は福井県内まで利用可能とする。

5. 業務内容

- (1) 利用者の申請に応じた「福祉バス」の運行
 - ①利用可能時間は車両の出庫及び入庫時間を含めて午前8時から午後

6時までとする。

②令和8年度の予定業務時間

・1年間の業務時間：440時間（見込）

③任意保険の発注者名義の加入及び手続きを行う。保険料及び加入費用は委託料に含むものとする。なお、任意保険内容は以下のとおりとする。

・任意保険加入予定内容

対人 無制限

対物 無制限

車両 400万円

人身傷害 1億円/1人

搭乗者傷害 1,000万円/1人

その他特約等 弁護士費用

- (2) タコグラフによる走行距離及び走行時間管理と発注者への報告。
- (3) 貸与車両の整備(始業、終業の各点検、一般整備及び清掃の業務)
ただし、一般整備及び清掃に要する消耗品等は受注者が負担するものとし、法定定期点検及び自動車継続車検整備については発注者が行うものとする。
- (4) オイル等、車両消耗品・磨耗部品の購入・交換及び給油に関する業務
ただし、これらにかかる費用については発注者が負担する。
- (5) 事故処理に関する事項
- (6) 貸与車両の保管、管理に関する事項
ただし、貸与車両は勝山市内にて屋根付車庫内で保管するものとする。

6. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

7. 委託料

- (1) 委託料は、1時間あたりの業務に係る単価に出庫から入庫までの時間(以下「業務時間」という。)を乗じた金額とこれに係る消費税を加えた金額とする。
- (2) 受注者は上記委託料を、実績報告書とともに、毎月発注者へ請求することとする。ただし、月毎に集計した業務時間に30分未満の端数がある場合は切り捨てし、30分以上の端数がある場合は切り上げるものとする。

8. 損害賠償責任

- (1) 損害賠償責任は、発注者が負うものとする。
- (2) 受注者の過失により、乗客または第三者に損害を与えた場合、または、貸与車両に損害を与えた場合は、受注者は、一切自己責任においてこれを解決し、任意保険損害賠償額を超える分の損害の賠償をするものとする。

9. 貸与車両

- (1) 貸与車両の仕様等は下記のとおりとする。

(1)車両の所管	福祉課（公用車）
(2)車両の仕様	三菱「ローザ」 長さ：6.99m 高さ：2.65m 幅：2.01m 平成24年2月登録 乗車定員：29人
(3)愛称	「ふれあい号」

- (2) 貸与車両の運行にかかる所管官庁の許可、ナンバーの取得等については受注者の責任において行うものとする。

10. 利用者に対するサービス

- (1) 受注者は、利用者に対し丁寧な対応を行い、また、乗客に不安を抱かせることの無いよう細心の注意を払い、福祉バスを運行しなければならない。
- (2) 受注者は、利用者から苦情が出ることのないように努めなければならない。なお、苦情があった場合には、速やかに対処するとともにその顛末を文書で発注者に報告しなければならない。